

大阪市告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西淀川区第722号線	西淀川区福町2丁目 138番の5地から 同 区同 138番の5地まで (別紙参考図参照)	旧	3.64～ 3.82 m	30.52 m
		新	3.82	30.52

(建設局総務部管財課)